

果 樹 共 済

果樹共済制度は風害、ひょう害や凍霜害などの自然災害で被害を受けたとき、果実の減収に対して補償する制度です。本県では、りんご、ぶどうが果樹共済の対象となっております。平成 17 年産からは、樹園地単位に加入し樹園地単位に損害評価を行う「樹園地単位方式」が導入され、農家のみなさんは樹園地の立地条件、経営判断に基づいて選択できるようになりました。

□ 加入できるのは

◇ りんご 【特定危険方式・樹園地特定危険方式】 特定危険方式は、ほかに 5 年以上の果樹栽培経験が必要です。

20a 以上栽培していて、かつ以下に示す「類区分」ごとに 10a 以上栽培している農家の方。

【減収総合一般方式・樹園地減収総合一般方式】 類区分ごとに 10a 以上栽培している農家の方。

◇ ぶどう 【減収総合一般方式・樹園地減収総合一般方式】 類区分ごとに 10a 以上栽培している農家の方。

なお、加入にあたっては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件（注）を備えた農業生産組織もその組織単位で加入できます。（注）一定の要件：次の 3 つの要件を満たしていれば生産組織単位で加入できます。

① 組織の構成員が組合の区域内に住所を有していること。② 利益の配分を構成員が共同して行っていること。

③ 共済掛金の分担、共済金の分配方法が規約によって定められていること。

□ 加入できる品種と区分

類区分とは果樹の収穫期、栽培方法によって品種を分けたもの、また群区分とは 1 k g 当たりの価額（補償金額）ごとに分けたものです。

共済目的 類区分		品種 群区分	
りんご	1 類 (早生の品種)	1 群	きたかみ、輝、あかね、つがる、さんさ、きおう
		2 群	祝、旭、ネロ 26 号
	2 類 (中生の品種)	1 群	陽光、あかぎ、千秋、ジョナゴールド、世界一、はつあき、北斗
		2 群	紅玉、恵、陸奥、レッドスパーク、イエロースパーク、ハックナイン、ウェルスパーク
		3 群	スターキングデリシャス、ゴールドキング、デリシャス、リチャードデリシャス、レッドキング、レッドゴールド、スタークリームソング
	3 類 (晩生の品種)	1 群	王林、ふじ
		2 群	金星、青り 3 号、玉鈴、国光、印度、東光
ぶどう	1 類 (早生の品種)	・	デラウェア、ヒムロッド
	2 類 (中生の品種)	1 群	甲州、アーリースチューベン
		2 群	キャンベルアーリー、フレドニア、ポートランド
	3 類 (晩生の品種)	1 群	甲斐路、ピオーネ、ヒロハンプルグ、巨峰、オリンピック、高尾、紅端宝、紅伊豆、藤稔、安芸クイーン、ロザリオピアンコ
		2 群	マスカットベリー A、竜眼、ナイヤガラ、MW8 号、MW9 号、ケンダイヤ、スチューベン、パール、メルロー、ネオマスカット、タノレッド、スーパーハンプルグ、ハニーブラック
		3 群	コンコード
	4 類	・	ビニールハウスを用いて栽培する方式（1、2 及び 3 類に属する品種）

□ 加入方式の種類とその内容（組合では共済規程で加入方式を定めております）

種 類	加入方式	対象とする共済事故	共済金が支払われる損害	掛金率
半相殺方式	減収総合方式	①一般方式	自然災害、火災、鳥獣害、病虫害による果実の減収による損害	組合別に定められています。
	特定危険方式	②減収暴風雨方式	一定基準以上の暴風による果実の減収による損害のみ	
		③減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害のみ	
		④減収暴風雨・ひょう害方式	一定基準以上の暴風と降ひょうによる果実の減収による損害のみ	
		⑤減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	一定基準以上の暴風、降ひょう又は凍傷若しくは、降霜による果実の減収による損害のみ	
樹園地単位方式	減収総合方式	⑥一般方式	自然災害、火災、鳥獣害、病虫害による果実の減収による損害	組合別に定められています。
	特定危険方式	⑦減収暴風雨方式	一定基準以上の暴風による果実の減収による損害のみ	
		⑧減収凍霜害方式	凍傷又は降霜による果実の減収による損害のみ	
		⑨減収暴風雨・ひょう害方式	一定基準以上の暴風と降ひょうによる果実の減収による損害のみ	
		⑩減収暴風雨・ひょう害・凍霜害方式	一定基準以上の暴風、降ひょう又は凍傷若しくは、降霜による果実の減収による損害のみ	

1. 半相殺方式とは、農家単位に被害樹園地のみを損害評価して減収分を把握する方法です。
2. 樹園地単位方式とは樹園地単位に引受けて樹園地単位に損害評価を行い、一定の損害割合を超える場合から共済金をお支払いする方式です。
3. 果実の減収とは、上記共済事故により果実の落果、損傷、奇形、結実の障害が発生し減収することをいいます。
4. 一定基準以上の暴風とは、最大風速 13.9m毎秒以上、または最大瞬間風速 20m毎秒以上の暴風をいいます。組合では、風速を計測するために、区域内に風速計を設置しております。
5. 上記加入方式のうち、組合共済規程で定めた方式の中から農家のみなさんは選択することができます。**加入方式の併用はできません。所有する全ての樹園地について加入していただきます。**
6. 樹園地に防風ネットなどの防災施設を設置している場合は、共済掛金が割り引かれます。

□ 共済責任期間（補償する期間）

りんご 特定危険方式 (樹園地特定危険方式)	申込み 3月1日～20日	(発芽期) 4月15日 ← 責 任 期 間 → 収 穫 期
加入申込・責任開始	7月 → 4月 → 10(11)月 (ぶどう責任開始 りんご責任開始 ぶどう・りんご収穫終期)	
ぶどう 減収総合一般方式 (樹園地減収総合一般方式)	申込み 4月1日～ 6月15日	(花芽の形成期) ← 責 任 期 間 → (前年の夏期) 収 穫 期

□ 補償金額（共済金額）と補償割合

共済金額は、果樹の園地ごとと区分ごとに算出した標準収穫金額に、農家のみなさんが最高補償割合から共済規程で定める最低割合の中から選んだ割合をかけたもので最高補償額です。補償割合はりんご最高8割（特定危険方式）、ぶどうは7割（減収総合一般方式）です。共済事故が発生し一定の損害割合を超える場合、この共済金額の範囲内で共済金をお支払いいたします。なお、樹園地単位方式を選択した場合には、りんごは最高7割（特定危険方式）、ぶどうは6割（減収総合一般方式）となります。

◇ 標準収穫金額＝標準収穫量×果実の1kg当たりの価額（補償金額）

◇ 共済金額＝標準収穫金額×8（7、6）割（～最低割合）

* 標準収穫量とは平年の収穫量のことであり果樹の品種、樹齢ごと、園地の状況、被害実績などを反映して定めるところとなっております。標準収穫金額とは、当該農家の平均的な生産金額に相当するものです。

* 果実の1kg当たり補償金額とは過去一定年間の県内市場価格の平均を基礎として定めます。国から示されます。

□ 共済掛金

例 りんご 園地植栽事例（上段：栽培面積・下段：標準収穫量）。共済掛金は共済金額×共済掛金率で、つぎのように算出されます。

①樹園地1	つがる10a 1,930kg
②樹園地2	ジョナゴールド 20a 3,600 kg
③樹園地3	ふじ30a 5,700 kg

◇ 特定危険方式（農家単位で加入します。）

例 共済掛金率：2.6%。補償割合：最高80%を選択、防風ネットなどの掛金割引無。掛金国庫負担割合50%。
 類別単価1類162円、2類174円、3類125円とした場合。

①樹園地1 つがる10a 共済金額＝標準収穫量×kg当たり補償金額×0.8（補償割合）

250,000円＝1,930kg×162円×0.8

②樹園地2 ジョナゴールド 20a 共済金額＝標準収穫量×kg当たり補償金額×0.8

501,000円＝3,600kg×174円×0.8

③樹園地3 ふじ30a 共済金額＝標準収穫量×kg当たり補償金額×0.8

570,000円＝5,700kg×125円×0.8

農家負担総共済掛金＝共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）

17,173円＝（250,000円＋501,000円＋570,000円）×2.6%×0.5

* 農家負担共済掛金に賦課金を加えた額を納入していただくことになります。

◇ 樹園地特定危険方式（樹園地単位にすべての園地について加入します。）

例 共済掛金率：1.8%。補償割合：最高70%を選択、防風ネットなどの掛金割引無。掛金国庫負担割合50%。
 類別単価1類162円、2類174円、3類125円とした場合。

①樹園地1 つがる10a 共済金額＝標準収穫量×kg当たり補償金額×0.7（補償割合）

218,000円＝1,930kg×162円×0.7

農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）

1,962円＝218,000円×1.8%×0.5

②樹園地2 ジョナゴールド 20a 共済金額＝標準収穫量×kg当たり補償金額×0.7

438,000円＝3,600kg×174円×0.7

農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）

3,942円＝438,000円×1.8%×0.5

③樹園地3 ふじ30a 共済金額＝標準収穫量×kg当たり補償金額×0.7

498,000円＝5,700kg×125円×0.7

農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率×（1-国庫負担割合）

4,482円＝498,000円×1.8%×0.5

共済金額合計

1,154,000円＝（218,000円＋438,000円＋498,000円）

農家負担総共済掛金

10,386円＝（1,962円＋3,942円＋4,482円）

* 農家負担共済掛金に賦課金を加えた額を納入していただくことになります。

□ 共済金の支払い

損害割合によって次のように支払われます。半相殺方式の場合は農家単位にみた損害割合に、樹園地単位方式の場合は樹園地ごとにみた損害割合に、それぞれ基づいて共済金をお支払いいたします。

同じ被害状況でも加入方式ごとに支払共済金が異なります。

加入方式	共済金支払単位	共済金支払対象
半相殺特定危険方式	農家ごと類区分（１～３類）ごと	損害割合が 20% を超える場合から
樹園地単位特定危険方式	園地ごと類区分（１～３類）ごと	損害割合が 30% を超える場合から
半相殺減収総合一般方式	農家ごと類区分（１～３類）ごと	損害割合が 30% を超える場合から
樹園地単位総合一般方式	園地ごと類区分（１～３類）ごと	損害割合が 40% を超える場合から

* 共済金は、損害割合によって決まります。それぞれの共済金支払単位に、損害割合が一定の割合を超える場合から支払われます。

◆ 半相殺特定危険方式の損害割合に応じた共済金(共済金額10万円あたり)

区 分	損 害 割 合				
	21%	30%	50%	80%	100%
共 済 金	1, 000円	13, 000円	38, 000円	75, 000円	100, 000円

◆ 樹園地単位特定危険方式・半相殺減収総合一般方式の損害割合に応じた共済金(共済金額10万円あたり)

区 分	損 害 割 合				
	31%	40%	50%	80%	100%
共 済 金	1, 000円	14, 000円	29, 000円	71, 000円	100, 000円

◆ 樹園地単位減収総合一般方式の損害割合に応じた共済金(共済金額10万円あたり)

区 分	損 害 割 合				
	41%	50%	60%	70%	100%
共 済 金	2, 000円	17, 000円	33, 000円	50, 000円	100, 000円

□ 共済金支払事例

ふじ30a 1 樹園地のみ。1 kg あたり補償金額 125 円。標準収穫量 5,700kg の場合

◇半相殺特定危険方式(損害割合が2割を超える場合から) 共済金額 570,000 円

(単位: %・円)

損害割合		20.1~ 20.4	21	25	30	40	50	60	70	80	90	100
支 払 割 合	特定危険 方式	0.3	1	6	13	25	38	50	63	75	88	100
支 払 共済金	特定危険 方式	1,710	5,700	34,200	74,100	142,500	216,600	285,000	359,100	427,500	501,600	570,000

* 損害割合は、基準収穫量に対する減収量の割合のことです。

例 ふじ 基準収穫量 5,700 kg 暴風雨により収穫1か月前に半分が落果、減収量 2,850 kg。1kg当たり補償金額 125 円を基準収穫量、減収量にかけて算出。 **損害割合 50% = (2,850 kg × 125 円) / (5,700 kg × 125 円)** 例では **258,020 円**が共済金としてお支払いされます。

◇半相殺減収総合一般方式・樹園地特定危険方式

(損害割合が3割を超える場合から) 共済金額 498,000 円

(単位: %・円)

損害割合		30.1~ 30.4	31	35	40	50	60	70	80	90	100
支 払 割 合	減収一 般・樹園 地特定	0.4	1	7	14	29	43	57	71	86	100
支 払 共済金	減収一 般・樹園 地特定	1,992	4,980	34,860	69,720	144,420	214,140	283,860	353,580	428,280	498,000

◇樹園地減収総合一般方式

(損害割合が4割を超える場合から) 共済金額 427,000 円

(単位:%・円)

損害割合		40.1~ 40.4	41	45	50	60	70	80	90	100
支 払 割 合	樹園地 減収総 合一般	0.4	2	8	17	33	50	67	83	100
支 払 共済金	樹園地 減収総 合一般	1,708	8,540	34,160	72,590	140,910	213,500	286,090	354,410	427,000

◇ 分割評価

肥培管理が粗放だったり、不行届きのために減収したことがはっきりとしている場合、また病害虫の防除が適正に行われないために減収した場合は、いずれも共済金支払いの対象となりませんので(分割評価をして共済減収量としません。)、生育に適する環境づくりには十分注意してください。

◇ 無事戻し

共済掛金は、掛け捨てではありません。3年間継続して加入いただき、その間に被害が少ない場合は、「無事戻し金」としてお返ししております。